

2008年3月31日

ハートフォード生命、札幌銀行で 積立利率変動型個人年金保険「レガート」を販売開始

-4月1日より提携金融機関は77社に-

ハートフォード生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：デイビッド N. レベンソン、以下「ハートフォード生命」）は、新たに株式会社 札幌銀行（本社：北海道札幌市 代表者：取締役頭取 吉野 次郎）と提携し、同社において2008年4月1日（火）から米ドル建の積立利率変動型個人年金保険「レガート」の取り扱いを開始します。この提携により、ハートフォード生命の個人年金保険を取り扱う金融機関は77社となります。

2004年9月に販売開始された「レガート」は、米ドル建の固定利率での利回りが保証されており、さらに運用益を毎年受け取る「自動引出」機能を選択することにより、資産を「ふやす」「受け取る」というお客様のニーズにお応えする優れた商品です。

販売金融機関	株式会社 札幌銀行
販売開始日	2008年4月1日（火）
販売商品の名称	米ドル建 積立利率変動型個人年金保険「レガート」
商品の特徴	<ul style="list-style-type: none">● 米ドルの固定利率で運用され、契約時に年金原資が確定● 毎年一定額の運用益を受け取ることが可能な「自動引出」機能を選択可能● 積立利率保証期間は5年・10年より選択● 円または米ドルでの保険料の入金・年金受取が可能

以上

積立利率変動型個人年金保険(米ドル建)「レガート」
米ドル建個人年金保険のリスクと手数料について

- 一時払保険料(基本保険金額)や年金額等が米ドル建となっているため、これらを円換算した場合の金額は為替相場の影響を受けます。保険金等のお受取時における為替レートにより円換算した保険金等の額が、ご契約時における為替レートにより円換算した保険料を下回ることがあり、損失が生じることがあります。
- この保険は、市場金利※に応じた運用資産の価格変動が解約払戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約払戻金額が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約払戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。

- ※ 対象となる期間が1年のときはLIBOR[ロンドン銀行間取引金利](米ドル)、対象となる期間が2年以上のときは金利スワップレート(米ドル)を指標とします。ただし、LIBOR(米ドル)または金利スワップレート(米ドル)が消滅する等、上記指標を市場価格調整率の計算に用いることが適切でなくなった場合、ハートフォード生命は事前の予告なく変更することがあります。
- この保険は預金等ではなく、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
 - 外国為替手数料:円貨を外貨に替えるレート(保険料円入金特約為替レート)と外貨を円貨に替えるレート(円支払特約為替レート)に含まれる当社所定の手数料です。(例:1米ドルあたり片道0.6円/往復1.2円)
 - 契約時費用:ご契約の新規成立・維持等や死亡の保障等をするための費用です。ご契約時、一時払保険料に対して契約時費用率(利率保証期間5年:4%、利率保証期間10年:6%)を乗じて計算した金額が控除されます。
 - 更新時費用:利率保証期間の更新時の資産残高に対して更新時費用率(更新後の利率保証期間1年:0.1%、更新後の利率保証期間5年:3%、更新後の利率保証期間10年:5%)を乗じて計算した金額が控除されます。
 - 年金管理費:年金支払の管理にかかる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。

*この商品にかかる費用の合計額は、「運用期間中の費用(「契約時費用」「更新時費用)」と「年金受取期間中の費用(「年金管理費)」の合計額となります。特定のお客さまには、「外国為替手数料」がかかります。

別紙: 積立利率変動型個人年金保険「レガート」の商品概要

別紙: 積立利率変動型個人年金保険「レガート」の商品概要

正式名称	積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型（米ドル建）								
保険料払込方法	一時払のみ								
加入年齢（被保険者）	0～80歳								
基本保険金額	20,000米ドル以上1セント単位								
積立利率保証期間	5年・10年 積立利率保証期間を更新する場合は1・5・10年より選択								
年金支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一時金付終身年金 ・確定年金（年金支払期間5・10・15・20年より選択） ・保証期間付終身年金（保証期間5・10・15・20年より選択） ・保証期間付夫婦年金（保証期間5・10・15・20年より選択） ・一括受取 								
クーリング・オフ制度 （お申し込みの撤回等）	対象となる								
契約にかかる費用	契約時の積立利率保証期間に応じ一時払保険料に対する割合（率）で定められており、契約時に一時払保険料から控除されます。	<table border="1"> <tr> <td>積立利率保証期間</td> <td>契約時費用率</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>4%</td> </tr> </table>	積立利率保証期間	契約時費用率	10年	6%	5年	4%	
	積立利率保証期間	契約時費用率							
10年	6%								
5年	4%								
更新後の積立利率保証期間に応じ更新時の資産残高に対する割合（率）で定められており、更新時に資産残高から控除されます。	<table border="1"> <tr> <td>積立利率保証期間</td> <td>更新時費用率</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>0.1%</td> </tr> </table>	積立利率保証期間	更新時費用率	10年	5%	5年	3%	1年	0.1%
積立利率保証期間	更新時費用率								
10年	5%								
5年	3%								
1年	0.1%								
年金支払期間中および 相続年金の支払期間中の費用	年金管理費：	年金額の1% （年金支払時に控除）							
保険料振込時または年金等の支払時の費用	外国為替手数料：	【保険料円入金特約為替レート】 【円支払特約為替レート】 例：1米ドルあたり片道0.6円（往復1.2円）							
解約・一部解約の払戻金	解約時： 一部解約時：	解約時の資産残高×市場価格調整率* 一部解約請求額×市場価格調整率*							

*この保険は、市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約払戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約払戻金額が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約払戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。

また、本リリースには、米国1995年私募証券訴訟改正法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)において定義されている将来の見通しに関する情報が含まれています。投資家の皆様にはこのような将来の見通しに関する情報が、当社の将来の業績を保証するものではなく、また実際の業績は大きく異なる可能性があることをご了解願います。また投資家の皆様におかれましては、当該リスクおよび不確定要素は将来の当社業績に影響を及ぼす可能性があることをご理解いただきたいと思います。このような重要なリスクおよび不確定要素には、米国証券取引法により報告が義務付けられている四半期の報告書(10-Q)や2006年の年次報告書(10-K)に記載されている項目が含まれます。また、当社では、本リリース発表後にその内容を更新する義務を負いません。